

～町民の皆さまの取り組みが 成果をあげています～

分別の歴史

平成 10 年 9 月	資源ゴミ分別開始（缶・ビン・ペットボトル） 3 品目
平成 12 年 6 月	容り法による分別収集開始 16 品目
平成 13 年 4 月	雑金属など分別収集の追加を開始 24 品目
平成 17 年 4 月	陶器類の収集を追加し 28 品目
平成 24 年 8 月	新聞とチラシ、雑誌と雑古紙の統合により 26 品目
平成 25 年 4 月	小型家電の収集を追加し 27 品目

なぜ分別が

必要なのでしょうか。

分別の始まった背景

大崎町を含む曾於南部地区には、ゴミの焼却施設がなく、旧有明町野神（現在の志布志市）にある曾於南部厚生事務組合の管理型処分場（清掃センター）で埋め立て処分を行ってきました。

当時はすべてのゴミが埋め立てられ、大崎町だけで二年間に約4400トンものゴミを処分していました。

この処分場は1990年（平成2年）に建設され、2004年（平成16年）まで埋め立てを行う計画でしたが、増え続けるゴミにより、計画より早く満杯になってしまっておそれが出てきました。

処分場の寿命まであと数年となった頃に、この処分場が埋まったら新しく焼却処分場を建設するのか。（そのコストは？）それとも従来の管理型処分場を別に建設するのか。（建設する場所は？）という大きな問題が浮上しました。

分別収集の時期と選択

平成9年に容器包装リサイクル法（以下「容り法」）が施行され、全国的な分別への取り組みが始まり、大崎町でも平成10年9月から缶・ビン・ペットボトルの3品目の分別収集と指定袋の導入が実施されました。

この時期に処分場の寿命についても検討がなされ、焼却処分場の建設は建設費用が数十億円かかるため難しく、新しく管理型処分場を建設することとしても周辺住民の理解を得にくいことから、埋め立てゴミの量を減らし、今の処分場の寿命を延命化する方法を選択しました。

容り法の流れもあり、平成12年から8種類16品目に分別収集を増やし、資源としてリサイクルすることで処分場の延命化を図ろうということになりました。

その後、生ゴミ・小型家電などの品目を追加した結果、分別当初と比べて約85%の削減を達成し、ゴミリサイクル率日本一の連続記録を8年間更新中です。